

仙台空港特定運営事業基本スキーム (案)

平成 25 年 11 月

国土交通省航空局

【 目 次 】

1. 本事業の概要	5
(1) 事業の背景・目的	5
(2) 本事業の根拠法令	5
(3) 対象施設	7
(4) 事業場所	8
(5) 事業期間	8
(6) 事業方式	9
(7) 本事業における利用料金の収受と費用負担	11
(8) 本事業の業務範囲	11
(9) 運営権者に与えられる権利	17
(10) 本事業に関連する国から運営権者への職員の派遣等	18
(11) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価	18
(12) 本事業の対象となる施設に対する投資の取扱い	19
(13) 設備投資計画及び事業収支計画	20
(14) 要求水準及びモニタリング	21
(15) 財務情報の報告及び開示	23
(16) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	24
(17) 国と運営権者のリスク分担の基本的な考え方	25
(18) 保険への加入	27
(19) 契約解除事由	27
(20) 契約解除の効果	29
(21) 事業期間終了時の手続き	31
2. 応募者の参加資格要件	32
(1) 応募者の構成	32
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	32
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件	34
(4) その他の要件	34
3. 運営権者公募に関する手続き	35
(1) 運営権者公募手続きの法的位置付け	35
(2) スケジュール	35
(3) 守秘義務誓約書の提出	35
(4) 第一次審査における開示資料	36
(5) 第一次審査	36

(6) 第二次審査における開示資料.....	36
(7) 競争的対話の実施.....	37
(8) 第二次審査.....	37
(9) 審査結果の公表	37
4. 優先交渉権者の決定方法	38
(1) 審査委員会の設置.....	38
(2) 審査の方法.....	38
(3) 審査項目等.....	38
5. 優先交渉権者選定後の手続き	39
(1) 基本協定の締結	39
(2) SPC の設立.....	39
(3) 運営権の設定及び実施契約等の締結.....	39
(4) 優先交渉権者による運営引き継ぎの事前準備.....	40
(5) 事業譲渡の実施並びに旅客ビル事業及び貨物ビル事業の開始.....	40
(6) 空港基本施設等の運営等の開始.....	40
別紙 A. 仙台空港における国と運営権者の業務分担（案）	41
別紙 B. P F I 法における用語との整理	42
別紙 C. 基本的な要求水準の考え方.....	43
別紙 D. ガイドライン等.....	44
(1) P F I に係るガイドライン	44
(2) 公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告（中間取りまとめ）	44

仙台空港特定運営事業基本スキーム（案）（以下「本スキーム（案）」という。）とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）に基づき、民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者（以下「運営権者」という。）が仙台空港特定運営事業（以下「本事業」という。）を実施しようとする場合に、民活空港運営法第 5 条第 1 項において読み替えて適用する P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて策定する実施方針又は当該実施方針に基づいて運営権者を選定するための募集要項等に国土交通省航空局（以下「国」という。）が盛り込むべきであると考えている実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

本スキーム（案）は、民間事業者や関係地方公共団体等より幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として国で取りまとめたものであり、本スキーム（案）が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。国は、意見募集の結果及び民活空港運営法第 5 条第 3 項に基づき聴取する空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 14 条第 1 項に規定する協議会の意見並びに関係行政機関との協議の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

1. 本事業の概要

(1) 事業の背景・目的

仙台空港の旅客者数は平成 18 年度の 339 万人、貨物取扱量は平成 12 年度の 2.4 万トンピークに年々減少傾向にあり、東日本大震災により一時的に大幅に落ち込んだものの、平成 23 年度を底にそれ以降は回復傾向にある。東北の玄関口である仙台空港は、国際線の就航に十分な施設・機能を備え、東北の文化経済の中心地である仙台市内まで仙台空港アクセス鉄道で最短 17 分、最寄りのインターチェンジまで車で 5 分と交通の利便性がよい。また、東北各地には多彩な観光資源や食材があり、自動車産業等の集積も進められている。こうした仙台空港の特長を踏まえ、旅客者数、貨物取扱量を回復・増加させて空港を活性化するとともに、空港周辺の地域活性化も図ることで、本格的な復興をけん引する空港とすべく期待されているところである。

このような中、現在の仙台空港は、国が運営する空港基本施設等と、現在の空港機能施設事業者である仙台空港ビル(株)及び仙台エアカーゴターミナル(株) (以下「現在の空港機能施設事業者」という。)が運営する旅客ビル施設及び貨物ビル施設、そして、一般財団法人空港環境整備協会 (以下「現在の駐車場事業者」という。)が運営する駐車場が、それぞれ分離して運営されており、空港全体での一体的・機動的な経営が実施できていない。

そこで国は、空港本来の役割を最大限発揮させるために、仙台空港における旅客ビル施設、貨物ビル施設及び駐車場を、空港基本施設等に設定された公共施設等運営権 (P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。)を保有する運営権者が一体的に経営することで、民間の自由な発想に基づく機動的で柔軟な空港運営と、内外交流人口拡大等の地域活性化を図ることについて、地域の意見を聴取し、その同意を得る努力をしているところである。

(2) 本事業の根拠法令

本事業に当たっては、P F I 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 (平成 25 年 9 月 20 日閣議決定)、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン (平成 25 年策定)、P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン (平成 25 年改定)、契約に関するガイドライン (平成 25 年改定)、民活空港運営法及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針 (平成 25 年 11 月 1 日国土交通省告示第 1080 号) 並びにこれらの下位法令のほか、下記に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

➤ 法令

- ① 空港法
- ② 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
- ③ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(昭和 42 年法律第 110 号、以下「騒防法」という。)

- ④ 国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号)
- ⑤ 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
- ⑥ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- ⑦ 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)
- ⑧ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)
- ⑨ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)
- ⑪ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- ⑫ 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ⑰ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
- ⑱ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- ⑲ 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)
- ⑳ じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)
- ㉑ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)
- ㉒ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- ㉓ 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
- ㉔ 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)
- ㉕ 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)
- ㉖ 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
- ㉗ 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
- ㉘ 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- ㉙ 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- ㉚ 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
- ㉛ 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- ㉜ 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- ㉝ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- ㉞ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- ㉟ 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- ㊱ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
- ㊲ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)

- ㉞ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉟ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㊱ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㊲ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- ㊳ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ㊴ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㊵ その他関係法令

➤ 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

➤ 条例

- ① 関係地方公共団体が定める本事業の実施に当たって関係する条例

➤ 参照すべき基準

- ① Airport Development Reference Manual(9th Edition)
- ② バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ③ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ④ 空港土木施設の設置基準・同解説
- ⑤ 空港土木工事共通仕様書、土木工事共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ⑥ 空港土木工事維持共通仕様書、空港内の施設の維持管理指針、航空保安業務処理規程等
- ⑦ その他関係基準・通達等

(3) 対象施設

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火施設）
- ③ 旅客ビル施設（税関、出入国管理、検疫に関する施設（以下「C I Q施設」という。）を除く航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設

に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等)

- ④ 貨物ビル施設（C I Q施設を除く航空貨物取扱施設等）
- ⑤ 道路（空港用地内の地下に存在する宮城県道 10 号線を除く。）・駐車場（空港利用者用、従業員用、業務用等）
- ⑥ 空港用地（本事業における定義は 1. - (4) に記載。）及び上記各施設に付帯する施設（土木、建築、機械、電気施設等）

(4) 事業場所

ア 所在地等

本事業の事業場所は、航空法第 46 条に基づき告示された仙台空港の空港用地（以下「空港用地」という。）とする（平成 13 年国土交通省告示第 268 号）。その所在地等は以下のとおりである。

所在地：宮城県名取市下増田字南原

本事象の対象となる敷地面積：約 2,300,000 m²（C I Q施設敷地を含む。）

イ 空港用地の貸付について

空港用地は全て国有財産法第 2 条及び附則第 4 条に規定する国有財産であり、財産の分類としては同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産にあたる。国は、本事業において運営権者が空港用地の一部を第三者に貸し付ける場合があること等に鑑み、運営権者に対して、公募時に公表予定の国有財産貸付契約書（案）に記載する条件で、公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）が存続する限り、1. - (5) に示す事業期間中は空港用地を使用できるようにする予定である。

ウ 例外

環境対策事業（1. - (8) -③に記載）については、運営権者が実施する事業に空港用地外で実施する事業も含まれることとする。

(5) 事業期間

事業期間は、運営権者が空港基本施設及び空港航空保安施設を含む運営権設定対象施設の運営等（P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を実施する期間をいい、運営権の設定後に空港基本施設等の運営等にかかる引継ぎを行った上で、実施契約で定める日に開始するものとする（以下「事業期間開始日」という。）。運営権者は、運営権の設定後、事業期間の開始に先立ち、旅客ビル事業及び貨物ビル事業を開始する。

事業期間については、旅客ビル等の改修必要性等も考慮して、後述の延長オプションの行使を含む弾力的な期間設定とすることを可能とする。さらに、不可抗力事由の

発生による増加費用が生じた場合には、必要な増加費用の回収手段として事業期間の延長を認める場合があるものとする。

すなわち、事業期間は、実施契約に規定する事業期間開始日から運営権設定日の30年後の応答日（以下「当初事業期間終了日」という。）までとする。

ただし、運営権者が、国に対して、当初事業期間終了日の5年前までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、30年以内の運営権者が希望する期間だけ、本事業の事業期間を延長することができる（以下この権利を「延長オプション」という。）。なお、延長オプションの行使は1回に限るものとし、例えば20年間の延長を希望した後に、さらに10年間の延長を希望することは認められない。

また、上記の延長オプションとは別に、不可抗力事象による増加費用又は一時的な本事業の全部若しくは一部の停止が発生した場合で、その増加費用又は本事業の停止による損害を回収するため事業期間を一定期間延長する必要がある場合においては、運営権者からの申し出に基づき、国との協議により合意した期間だけ、本事業の事業期間（延長オプション行使後の事業期間を含む。）を延長することができる。かかる協議に基づく延長については1回に限るものではないが、その場合を含め、運営権の存続期間（運営権の設定日から事業期間の終了日までの期間）は、いかなる理由によっても最長65年間（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）であり、それよりも長くなることはない。

(6) 事業方式

ア 総論

募集要項等に定める手続きによって選定され、国との間で基本協定を締結した応募者（本事業における定義は2. - (1) を参照。）は、本事業の遂行のみを事業目的とするSPC（原則として、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社を想定している。）を設立する。

SPCは、国から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、国との間で実施契約を締結し、同契約に従って、その運営等を実施する。

また、運営権者は、現在の空港機能施設事業者から旅客ビル施設及び貨物ビル施設について、国から駐車場資産及びその他本事業に関連して必要となる物品等（以下「本事業関連物品」という。）について、それぞれ譲渡を受けることによって取得・所有し、運営することを想定する。

なお、現在の駐車場事業者の資産は、事業期間開始日までに国が現在の駐車場事業者から譲渡を受けた上で、国と運営権者との間で締結する資産譲渡に関する契約書（以下「駐車場資産譲渡契約書」という。）に基づいて国が運営権者に対して同資産を譲渡することを予定している。

上記のほか、国及び現在の空港機能施設事業者は、運営権者に対して必要な業務引継ぎ等の協力を行うものとする。

イ 旅客ビル施設及び貨物ビル施設の譲渡方法

旅客ビル施設及び貨物ビル施設については、ビル等運営開始日（本事業における定義は3. - (2)を参照。）までに、次に掲げる手法のうちのいずれかにより運営権者が現在の空港機能施設事業者から譲渡を受ける予定である。

- ① 現在の空港機能施設事業者と国との間で、旅客ビル事業及び貨物ビル事業の事業譲渡について実施方針等の公表までに合意し、当該合意に基づく契約上の地位を国から運営権者に譲渡することで、現在の空港機能施設事業者から運営権者に事業を譲渡する方法
- ② 現在の空港機能施設事業者の株主と国との間で、現在の空港機能施設事業者の株式譲渡について実施方針等の公表までに合意し、当該合意に基づく契約上の地位を国から運営権者に譲渡することで、現在の空港機能施設事業者の株主から運営権者に当該株式を譲渡する方法

本スキーム（案）は、民間事業者等からより具体的な意見を得るため、旅客ビル事業及び貨物ビル事業の承継手続が相対的に煩雑と考えられる①事業譲渡によって行うものと仮定し、実施方針等の公表前に、現在の空港機能施設事業者と国との間で事業譲渡に関する合意書（以下それぞれ「旅客ビル事業譲渡合意書」及び「貨物ビル事業譲渡合意書」という。）を締結し、国がこれらの契約上の地位を運営権者に譲渡して空港全体を一体的に経営することを前提として作成している。この場合、運営権者は空港機能施設事業者として空港法に基づく指定を受けることとなる。なお、現在の空港機能施設事業者の従業員については、特段の事情がない限り、現状の労働条件を下回らない条件で雇用を承継するものとする。

また、旅客ビル施設及び貨物ビル施設については、国と運営権者との間で、本事業終了時に旅客ビル施設及び貨物ビル施設を国が買い取る権利を確保するため、国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約（売買価格は別途実施契約に定める方法により決定される金額）を締結し、当該契約に基づき国への所有権の移転に関する仮登記をするものとする。

上記の仮定はあくまで暫定的なものであり、変更の可能性はある。
最終的な一体化手法については、現在の空港機能施設事業者その他の関係者との合意によって決定するものとする。

ウ 終了時

終了時の取り扱いは、1. - (21) に記載した取り扱いによるものとする。

以上の事業方式での事業実施を予定している。

(7) 本事業における利用料金の収受と費用負担

運営権者は、①民活空港運営法第2条第5項第1号に規定する着陸料等及び同項第2号に規定する空港航空保安施設の使用料金並びに空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設使用料については、各法律の定めるところに従い、必要な認可、届出等を行い、②駐車料金及び航空運送事業者やテナント等からの施設賃貸料等その他各種料金については、1. - (2) に記載した関係法令に基づく手続きに従った上で、これを自由に設定し、それぞれの利用料金を収受することができる。

また、国は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、運営権者に対して本事業の実施に要する費用を支払わず、原則として、運営権者が、当該費用を負担するものとする。

(8) 本事業の業務範囲

本事業の業務範囲としては以下の項目を予定している。なお、事実行為は、第三者に業務委託して実施することができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が順守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、公募時に公表予定の実施契約書(案)、要求水準書(案)その他の文書(以下「公募時公表文書」という。)において定めることがある。

① 空港運営事業(民活空港運営法第2条第5項第1号)

- 空港の維持管理業務
 - ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理(補修、更新・改良等)業務
 - ✓ 構内道路等、上下水道施設等の維持管理(補修、更新・改良等)業務
- 空港の運営業務
 - ✓ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の運用・保守業務
 - ✓ 構内道路等、上下水道施設等の運用・保守業務
 - ✓ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
 - ✓ 飛行場面の管理・点検業務(スポットの運用業務、鳥獣対策業務等)
 - ✓ 制限区域の安全管理業務
 - ✓ 障害物管理業務(制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等)

- ✓ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ✓ 空港消防業務
- ✓ 空港救護業務
- 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 8 条第 2 項）並びにその收受

- ※ ただし、以下の場合においては着陸料等を收受しないものとする。
- 外交上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合の着陸料等（独立行政法人航空大学校、独立行政法人電子航法研究所、海上保安大学校が使用する場合は公用に含まれる。）
 - 試験飛行の場合、離陸後やむを得ない事情のため他の空港等に着陸することなしに当該離陸した空港に着陸する場合、やむを得ない事情による不時着の場合、航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸料

② 空港航空保安施設運営事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 2 号）

- 空港航空保安施設の維持管理業務
 - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設の維持管理（補修、更新・改良等）業務
- 空港航空保安施設の運営業務
 - ✓ 航空灯火及び付随する電気施設の運用・保守業務

※ 上記以外の空港航空保安施設の運営等については引き続き国等において実施する（仙台空港において実施されている同空港以外の航空保安施設の遠隔監視を含む。）。

- 空港航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 7 条第 3 条）並びにその收受

- ※ なお、①及び②に関する仙台空港における国と運営権者の業務分担（案）については、別紙 A を参照のこと。

③ 環境対策事業

- 騒防法に規定する以下の事業（民活空港運営法第 2 条第 5 項第 3 号）
 - ✓ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理
 - ✓ 学校等の騒音防止工事の助成、住宅の騒音防止工事の助成（騒防法第 5 条、第 8 条の 2）
 - ✓ 共同利用施設の助成（騒防法第 6 条）
 - ✓ 移転の補償（騒防法第 9 条第 1 項）、土地の買入れ（騒防法第 9 条第 2 項）及び買入れた土地の管理（事業期間の開始前に買入れた土地の管理を含む）（騒防法第 9 条第 3 項）、並びに損失の補償（騒防法第 10 条第 1 項）

- ※ ①運営権者は、事業期間中に騒防法第 9 条第 2 項に基づき土地を買入れた場合、速やかに国に対し、土地を無償で譲渡しなければならない（国以外の第三者に譲渡することはできない）。国に無償譲渡する際には、原則として、更地で引き渡すこととし、

譲渡後の土地管理は運営権者が行うこととする。

②買入れた土地が、運営期間中に騒音対策区域の見直しにより騒防法第9条第1項に規定する第二種区域に該当しなくなった場合は、国が土地を管理することとなる。

③なお、騒音対策区域の見直し（平成25年10月1日より適用）により、第二種区域が縮小されたことから、移転の補償及び買入れの対象となる土地は同日現在存在しない。

- 空港基本施設等運営開始前に国が騒防法に基づき買入れた土地の管理（事業期間開始日において第二種区域に該当するものに限る。）
- その他、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生じる騒音を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業（民活空港運営法第2条第5項第4号）

- ※ ①運営権者は、従来、国が環境負荷軽減のための事業を進めてきたことを踏まえ、騒防法の規定による騒音対策区域の範囲内で環境対策事業を行うこととなる。
- ②ただし、発着回数が増大等による運用の変更や航空機騒音値の上昇等により、騒音対策区域の見直し（当該区域の拡大）等が発生する場合には、事前に国及び関係地方公共団体等と調整の上、必要となる対応を行うなど適切な措置をとることが求められる。また、騒音対策区域の見直し（拡大）が必要になる場合には、この見直しに合わせた環境対策を実施することが求められる。

④ その他付帯する事業（民活空港運営法第2条第5項第5号）

A) 運営権者が実施義務を負う事業・業務

(a) 規程の策定等

- 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第8条第1項、空港法第12条）

※ 本事業には空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）は適用されない（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）第4条）。しかし、運営権者は要求水準書で義務付けられた内容（空港管理規則に準じた内容）を空港供用規程に含めることが求められる。

※ 運営権者が空港の運用時間を変更しようとするときは、国の関係機関及び関係地方公共団体と協議の上、所定の手続きを踏んでこれを行うものとする。

- 空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第7条第2項、航空法第47条の2）

※ 運営権者は要求水準書で義務付けられた内容を空港保安管理規程として定めることが求められる。

(b) 空港用地の管理

(c) 旅客ビル事業

運営権者は、国土交通大臣より空港法第15条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む旅客ビル事業を行うものとする。

- 旅客取扱業務
- 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ※ 公募時公表文書に定めるところに従い、現在の空港機能施設事業者が他の事業者と締結している契約条件につき承継義務を負う可能性がある。
- テナント等に対する施設貸与業務
- ※ 公募時公表文書に定めるところに従い、現在の空港機能施設事業者が他の事業者と締結している契約条件につき承継義務を負う可能性がある。
- 警備業務
- バス停、タクシースタンド、標柱等への施設貸与業務
- その他旅客ビルの運営業務
- ※ 公募時公表文書に定めるところに従い、現在の空港機能施設事業者が関係地方公共団体等と締結している協定等（災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定等）を承継する可能性がある。
- 施設の維持管理業務
- 旅客取扱施設利用料を設定する場合において、国土交通大臣による上限認可（空港法第 16 条第 1 項）、上限の範囲内での利用料の設定及び届出（空港法第 16 条第 3 項）並びにその収受

(d) 貨物ビル事業

運営権者は、国土交通大臣より空港法第 15 条に基づく空港機能施設事業を行う者としての指定を受け、以下の内容を含む貨物ビル事業を行うものとする。

- 貨物取扱業務
- 航空運送事業者に対する施設貸与業務
- ※ 公募時公表文書に定めるところに従い、現在の空港機能施設事業者が他の事業者と締結している契約条件につき承継義務を負う可能性がある。
- 警備業務
- 交通誘導業務
- その他貨物ビルの運営業務
- 施設の維持管理業務

(e) 駐車場事業

- 駐車場の運営業務
- 施設の維持管理業務

(f) 航空機給油関連事業

- 航空機給油サービス業務又は航空機給油関連事業者への土地貸付業務
- ※ 国が航空機給油関連事業者に対し使用許可している土地について、公募時公表文書に定めるところに従い、運営権設定後に運営権者が一定期間当該使用許可に準じた借地契約を締結する義務を負う可能性がある。

(g) 空港用地貸付事業

- 国等又は国等が指定するその他の者への土地貸付業務
- ※ 国等が引き続き使用する土地について、公募時公表文書に定めるところに従い、運営権者が国に対して無償で使用させるものとし、国が指定するその他の者についても国の指定した条件で使用させるものとする。
(例えば、仙台空港事務所、航空保安大学校、海上保安大学校、仙台管区気象台、横浜税関（C I Q施設敷地）、宮城県仙台土木事務所、岩沼市水道事業管理者等）
- 仙台空港鉄道㈱への土地及び工作物貸付業務
- ※ 仙台空港鉄道㈱が引続き使用する土地及び工作物について、公募時公表文書に定めるところに従い、現行と同水準の条件で使用させるものとする。
- N T T、電力会社、航空運送事業者等への土地貸付業務
- ※ 国が事業者（航空運送事業者等）に対し使用許可している土地について、公募時公表文書に定めるところに従い、運営権設定後に運営権者が一定期間当該使用許可に準じた借地契約を締結する義務を負う可能性がある。
- ※ 運営権者が運営開始後第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、国に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び株主名簿を提出し、承認を得なければならない。国は、運営権者が実施義務を充足するために第三者への貸付を行おうとするものであり、借地人が暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまるなど特段の理由がない限り、これを承認することとする予定である。

(h) ハイジャック等防止対策に関する費用負担

- 「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の国による 2 分の 1 負担については、要求水準書に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする。

(i) 協議会への出席（民活空港運営法第 8 条第 1 項）

- 運営権者は、協議会を構成する一員となる。空港管理者が空港法第 14 条第 1 項に定める協議を実施する旨を運営権者に通知したときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない（同条第 4 項）、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない（同条第 6 項）。

B) 運営権者が提案する事業・業務

応募者は、公募プロセスにおいて以下の事業又は業務の実施内容を提案しなければならない。選定応募者による提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。

(a) 地域との共生に関する事業

- 事業期間開始日以前に一般財団法人空港環境整備協会が実施している事業と同等以上の効果が求められる。なお、同協会が実施している事業の詳細は、仙台空港インフォメーション・パッケージを参照のこと。

(b) 空港の利用促進に関する業務

- 航空ネットワーク及び航空需要の拡大に向け、国及び関係地方公共団体（宮城県・名取市・岩沼市・仙台市）等と連携して行う業務

C) 運営権者が任意で行う事業・業務

運営権者は、空港用地内に限り、関連法令を順守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる。運営権者は、国の承認のない限り、空港用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない。

ただし、仙台空港鉄道との一体的運営に関しては、運営権者が国と事前に協議し、その承認を得た上で、これを実施することを妨げないものとする。

なお、応募者又は応募者が出資する会社（運営権者を除く。）は、空港用地外において任意で事業を行うことができる。

以下に、運営権者が実施できる業務を例示する。

(a) 旅客ビル事業

- 直営店舗業務及びこれに附随する通信販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売をいう。）業務
- 航空会社事務処理代行業務
- 広告業務
- 特別待合室、有料待合室（会議室）業務
- ラウンジサービス業務
- イベント業務
- ホテル業務
- 施設への投資

(b) 貨物ビル事業

- 流通加工業務
- 航空会社事務処理代行業務
- 搭降載業務
- 施設への投資

(c) 駐車場事業

- 施設への投資

(d) 空港用地内における土地貸付事業

- ※ 公募時公表文書に定める旅客ビル施設、貨物ビル施設等の承継条件で、継続実施義務が付されている事業については、その範囲内で義務として実施すること。
- ※ 運営権者が運営開始後第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、国に対して転貸承認申請書並びに転借人の誓約書及び株主名簿を提出し、承認を得なければならない。国は、関連法令を順守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、運営権者が必要と考える業務を行おうとするときは、特段の理由がない限り、これを承認することとする予定である。

(e) 空港用地内において実施する自主事業

(9) 運営権者に与えられる権利

国は、運営権者に対して本事業に必要な権利として以下に記載したものを与える予定である。

① 運営権

- 空港用地
- 1. - (8) -①及び②に関連して運営権者が使用する滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、航空灯火、道路・駐車場、排水施設、トンネル、橋梁、共同溝、消防水利、場周柵、消防庁舎、除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器（航空保安無線施設用は除く。）、電線路等に設定される権利

② 不動産等所有権

- 1. - (8) -④・(c) から (e) に関連する建物等について運営権者が保有する権利
- 1. - (8) で運営権者が任意で行う事業・業務について運営権者が保有する権利

③ 土地の使用権

- 国有財産貸付契約に基づく空港用地の使用権

④ 本事業関連物品等所有権

- 国から運営権者に売り払う事業運営に必要な本事業関連物品等（消防車両、除雪車両等）

なお、国及び現在の空港機能施設事業者は、運営権が設定される資産、運営権者に移転される資産、物品、開示情報その他のあらゆる瑕疵について責任を一切負わないものとする。

(10) 本事業に関連する国から運営権者への職員の派遣等

国は、事業期間開始日から一定期間、本事業に関連する以下の職務の経験を有する職員等を運営権者へ派遣する用意をしている。

- 航空管制運航情報官
- 航空灯火・電気技術官
- 施設運用管理官（土木担当及び機械担当）
- 航空保安防災担当職員
- 環境・地域振興担当職員

職種、派遣人数、派遣期間、派遣方法等については、公募プロセスにおける競争的対話を通して決定する予定である。なお、原則として、派遣職員に係る人件費については国の水準とし、運営権者の負担とする。

(11) 運営権者が支払う本事業の運営権等の対価

運営権者は、次に掲げる対価のうち、①及び②については現在の空港機能施設事業者に対して、③、④及び⑤については国に対して、それぞれ直接支払うものとする。

- ① 旅客ビル事業譲渡合意書で合意された旅客ビル事業取得対価
- ② 貨物ビル事業譲渡合意書で合意された貨物ビル事業取得対価
- ③ 駐車場資産譲渡契約書で定められた国に対する資産取得対価
- ④ 本事業関連物品の譲渡契約書（以下「本事業関連物品譲渡契約書」という。）で定められた国に対する物品取得対価
- ⑤ 実施契約に基づく国に対する運営権の設定に対する対価

いずれの対価も支払方法は指定された期日における一括払いとし、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者への返還は行われず。運営権者は、延長オプションの行使の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

なお、対価には最低提案価格を定めるものとする。

(12) 本事業の対象となる施設に対する投資の取扱い

ア 運営権の設定されている施設

運営権の設定されている施設に対して、運営権者が自らの判断で投資を実施する場合の費用負担等は、下表のとおりとする。なお、P F I法における用語との整理については、別紙 B を参照のこと。

分類	投資内容	実施主体	費用負担	P F I法の分類
運営権の範囲内	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 滑走路、誘導路、エプロン等の局部的破損等の原状回復、航空灯火の部分的補修等 ▶ 施設の機能劣化に対応した更新・改良のための整備（滑走路、誘導路、エプロン等の舗装打替え、航空灯火の更新等） 	運営権者	運営権者 100%	維持管理
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 機能の拡充（滑走路の延長、誘導路の延長、エプロンの増設等） ▶ 安全・安心に係る事業（滑走路等の耐震性の向上等） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 機能の新設（滑走路の新設等） 			
運営権の範囲外	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再整備（滑走路等の全面除却等） 	—	—	改修

- ▶ 運営権の範囲内の投資であっても、国が公益上の理由を吟味した上で必要であると判断した投資については、国が実施主体となって実施することがある。
- ▶ 運営権者が、運営権の範囲内の施設に対して維持管理（更新投資）を実施したときは、増改築部分の所有権を国に無償で帰属させるものとする。
- ▶ 運営権者が、本事業に係る運営権の範囲内で実施する維持管理は、W T O政府調達協定の適用を受けない。
- ▶ P F I法の分類において建設又は改修とされている新規投資は、運営権の範囲外の事業であり、本事業とは別に国との間で契約を結ばない限り、実施することが出来ない。

イ 運営権の設定されていない施設

- ▶ 運営権者は、原則として自らの判断で投資を実施することができる。ただし、1. - (13) に定めるほか、公募時公表文書において一定の制限が課される場合がある。
- ▶ 運営権者が施設の新築・増改築等の投資を実施した場合において、国が事業

期間終了時に国又は国の指定する第三者へ所有権移転を想定するものについては、当該投資の完成時に国を買主とする売買の一方の予約契約を締結すると共に、この契約に基づく不動産の所有権移転について仮登記を行うものとする。

(13) 設備投資計画及び事業収支計画

運営権者は、実施契約に基づいて以下の計画を策定し、公表するものとする。

ア 計画の策定

① 中期計画

運営権者は、事業期間開始日の 30 日前までに、事業期間開始日以降、同日から 5 事業年度の終了日までの間の本事業に係る施設（運営権の設定されている施設、及び、運営権者が不動産等所有権を有する施設）に関する設備投資計画及びこれを反映した事業収支計画（以下これら計画を総称して「中期計画」という。）を、国に提出するものとする。初回の提出以降は、最後に提出した中期計画の対象事業期間の最終日の 30 日前までに、翌 5 事業年度についての中期計画を国に提出する。運営権者は、中期計画を変更したときは、速やかに国に対して提出する。

なお、運営権者が以下の航空法において定める重要な変更該当する投資等を実施しようとするときは、中期計画に記載した上で、中期計画の当該投資部分について、国による承認を得ることを条件とする。

- 滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更
- 誘導路の幅又は強度の変更
- エプロンの拡張（増設を含む）・縮小又は強度の変更
- 航空灯火の灯質、光度又は光柱の範囲の変更
- 航空灯火の配置及び組合せの変更
- 航空灯火に係る制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る）
- 航空灯火に係る制御装置の増設又は電源装置の増設
- C I Q施設の再配置や新設を必要とするターミナルビルへの投資

② 単年度計画

運営権者は、事業期間開始日の 30 日前までに、事業期間開始日以降、同日から最初の事業年度の終了日までの間の本事業に係る施設（中期計画と同様）に関する設備投資計画及びこれを反映した事業収支計画（以下これらを総称して「単年度計画」という。）を国に提出する。初回の提出以降は、運営権者の各事業年

度開始日の 30 日前までに、当該年度についての単年度計画を国に提出する。運営権者は、単年度計画を変更したときは、速やかに国に対して提出する。

なお、中期計画において国から承認を受けた①に列挙した設備投資計画については、内容の変更がない限り、単年度計画として再承認を得る必要はない。

イ 公表

運営権者は、中期計画及び単年度計画について国の承認後（重要な変更該当する投資等がない場合は、国に提出後）、速やかにその概要を運営権者のホームページ上で公表する。

ウ 報告

運営権者は、中期計画及び単年度計画を国に提出後、その実施状況について、1. - (14) -イ- ②に定める各種報告書の中で報告するほか、国からの求めに応じて随時報告する。

当該報告のほか、運営権設定対象施設に対する投資が実施された場合、国有財産法上必要な場合は、速やかにこれを報告するものとする。

(14) 要求水準及びモニタリング

ア 要求水準

国は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、環境対策が適切に実施されること、及び、事業継続が確保されることを要求水準として定める。なお、国は、下記の項目のうちV. 旅客ビル施設及び貨物ビル施設並びにVI. 駐車場の運營業務（ソフト）のうちサービスに関する事項は予め必要最低限の事項を定めるに留め、詳細は公募プロセスにおいて選定応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。VII. 事業継続及びVIII. 地域との共生に関する事項についてもこれと同様とする。

要求水準書の体系は以下のとおりである。要求水準書の基本的な考え方については別紙Cを参照のこと。

大区分	1. - (8)との関係	小区分	具体的な要求水準事項
I. 全体			✓ 用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等
II. 規程策定	義) ④-A)-(a)	空港供用規程の策定	✓ 空港供用規程の策定に関する要求水準
		空港保安管理規程の策定	✓ 空港保安管理規程（セイフティ編及びセキュリティ編）の策定に関する要求水準

Ⅲ. 空港基本施設等	義) ①、②、④ -A)-(b)(f)(g)(h)	維持管理、更新・改良 (ハード)	✓ 空港基本施設等に関する要求水準 ✓ 空港供用規程 ✓ 空港保安管理規程
		運營業務 (ソフト)	✓ ハイジャック等防止対策の費用負担に関する要求水準
Ⅳ. 環境対策	義) ③	環境対策事業	✓ 環境対策事業に関する要求水準
Ⅴ. 旅客ビル施設 及び貨物ビル施設	義) ④-A)-(c)(d) 任) ④-C)-(a)(b)	維持管理、更新・改良 (ハード)	✓ 旅客ビル施設及び貨物ビル施設に関する要求水準
		運營業務 (ソフト)	
Ⅵ. 駐車場	義) ④-A)-(e) 任) ④-C)-(c)	維持管理、更新・改良 (ハード)	✓ 駐車場に関する要求水準
		運營業務 (ソフト)	
Ⅶ. 事業継続			✓ 事業継続に関する要求水準
Ⅷ. 地域との共生	提) ④-B)-(a)(b)		✓ 地域との共生に関する要求水準

(注)「義)」は空港運営事業、空港航空保安施設運営事業、環境対策事業、及び、その他付帯する事業のうち運営権者が実施義務を負う事業・業務、「提)」はその他付帯する事業のうち運営権者が提案する事業・業務、「任)」はその他付帯事業のうち運営権者が任意で行う事業・業務を指す。

イ モニタリング

① 法定のモニタリング

本事業におけるPFI法、民活空港運営法、航空法及び空港法に基づくモニタリングは以下のとおりである。

根拠法	適用対象	事象	対応 (根拠規定)
PFI法	運営権者	公共施設等運営事業の適正を期するため	報告徴収、実地調査、指示 PFI 28
		公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等	運営権取り消し・行使停止 PFI 29
航空法	運営権者	保安上の基準に従った管理義務	定期検査 (年2回以内) 民7②、航47
		空港保安管理規程の策定	届出・変更命令 民7②、航47の2
		航空保安施設使用料の設定	届出・変更命令 民7③、航54
		航47～47の3、54条の施行の確保に必要なとき	報告徴収、立入検査 民7④～⑦
空港法	運営権者	空港供用規程の策定	届出・変更命令 民8②、空12
		着陸料等の設定	届出・変更命令変更 民8②、空13
		空港供用規程、着陸料に係る規定の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 民8②、空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 民8②、空33
	指定空港機能施設事業者	旅客取扱施設利用料の設定	上限認可、届出、変更命令 空16
		分割・合併	認可 空17
		空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があるとき	監督命令 空19
		事業の休廃止	許可 空20
		事業を適正に行うことができないと認められるとき等	指定取消し 空21
		空港法の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査 空32
空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告 空33		

(注)「民」は民活空港運営法、「航」は航空法、「空」は空港法を指す。

※なお、上記は応募者の理解のため記述したものであり、その他の関係法令に基づくモニタリングはこれとは別途実施される。

※我が国では、2010年11月に改正された国際民間航空条約附属書に基づく国際標準として、2014年度から「国家安全プログラム（SSP）」の導入を予定しており、上記表のうち航空法及び空港法による各検査の実施方法の改善を検討している。同プログラム導入後は、国（航空局安全部）は運営権者との間で個別に安全目標・安全指標等について合意した上で、運営権者による安全管理の実施状況を継続的に監視することを予定している。

② 運営権者によるセルフモニタリング

- 運営権者は、空港保安管理規程等の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、国からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- 運営権者は、自らが提案したターミナルビル及び駐車場の運営のうちサービスに関する事項並びに地域との共生に関する事項を運営権者のホームページ上で公表する。
- 運営権者は、上記事項について自らモニタリングを実施し、その方法及び結果について、国に対して、月次、四半期、通期ごと又は国の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。また、要求水準書で公表を求める部分については、ホームページ上で公表する。

③ 国によるモニタリング

- 国は、運営権者が要求水準を充足する運営を行っているか確認するためモニタリングを実施する。
- モニタリングにあたって、国は、②の運営権者によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認める調査を実施することができる。
- モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、国は業務是正勧告又は命令を行い、これらによっても一定期間の間には是正が認められない場合には、国は、実施契約を解除する場合がある。詳細は、1. - (19) -イ-②を参照のこと。

(15) 財務情報の報告及び開示

運営権者は、毎事業年度の末日から3ヵ月以内に、下記情報を国に報告するとともに、要求水準書で公表を求める部分については、運営権者のホームページ上で内容を公表するものとする。なお、公表の対象は、事業期間開始以降、当該年度の直近5年間の各事業年度に係るものとする。

- 会社法第435条第2項に定める計算書類(会計監査人による監査済計算書類)
- 会社法第435条第2項に定める事業報告
- 運営権者が会社法第2条第5項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条から第124条に

係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項

- 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書
- セグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第 11 号）及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 20 号）に準拠して作成したもの）
- キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第 8 号）に準拠して作成したもの）

なお、運営権者が、会社法に基づく株式会社ではない場合、上記に準じた情報開示を行うものとする。

(16) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

① 運営権者の保有する運営権の譲渡

運営権者が、自らの保有する運営権を第三者に譲渡する場合には、P F I 法第 26 条第 2 項に基づいて、予め国の許可を得る必要がある。

国は、運営権者から譲渡の許可の申請があった場合、P F I 法第 26 条第 3 項に定める基準に従って、これを判断する。

国は、運営権の譲渡を許可するときは、少なくとも以下を含む条件を付す。

- 本事業における運営権者の実施契約上の地位が承継されること
- 運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産を譲渡すること

② 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、議決権を有する株式（以下「本議決権付株式」という。）及び議決権を有しない株式（以下「本完全無議決権株式」という。）の両種類の株式を発行することができる。

資金調達機の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）について、以下のとおり国は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権付株式については、仙台空港が担うべき安全保障、危機管理等空港が担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

➤ 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者（以下「無議決権株主」という。）は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新株発行し、割り当てることができる。

➤ 本議決権付株式

本議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、①他の議決権付株主又は②国との間で締結された契約等により予め処分先として認められた者（もしあれば。なお、運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。また、運営権者は、本議決権付株式を新規発行する場合には、その内容について国の事前の承認を受ける必要がある。

国は、関係行政機関の長と協議した上で、本議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ当該議決権付株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

本議決権付株式の譲受人は、本事業の基本協定書における株式処分者の地位を承継する旨の同意書を、国に対して交付しなければならない。

運営権者は、自らの議決権付株主が前述の資格要件を満たさなくなったときは、国に速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、資格要件を欠くこととなった議決権付株主に対して、その資格要件を復させ、又は他の資格要件を満たす第三者に対しその保有株式を処分させる等して、速やかに資格要件を欠くこととなった株式に係る資格要件を復させなければならない。

国は、運営権者が国への通知を速やかになさない場合、又は資格要件を速やかに復させなかった場合は、運営権を取り消すことができる。

(17) 国と運営権者のリスク分担の基本的な考え方

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業にかかるリスク（空港需要の変動リスクを含む。）は、本スキーム（案）に別段の記載のない限り、原則として運営権者が負うものとする。

ただし、一定の法令・政策変更等により運営権者に著しく不利益を生じさせうるような事象が生じた場合は、国と運営権者で協議するものとする。

また、不可抗力のリスク事象があった場合には、都度、運営権の存続期間の延長、契約変更又は解除も踏まえ、以下の通りの取扱いを想定する。

① 不可抗力事象

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、津波その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動、戦争、疫病その他の人為的な現象のうち、国及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、通常の見可能な範囲外のものであって、空港の運営に直接影響を与えるものを不可抗力事象とする。

② 不可抗力事象発生時の対処

- 国は、不可抗力事象が発生した場合、運営権者と協議の上、国による事業継続措置の必要性の有無を認定する。
- 不可抗力事象によって運営権の設定対象となる施設への物理的な損害につき復旧の必要性があり、運営権者が当該施設に付保することを義務付けられた保険によっても、その損害の全部又は大部分を補填することができないと認められる場合に限り、国による事業継続措置の必要性があるものと認定する。
- 国による事業継続措置の必要性の有無の認定は、不可抗力事象発生後、運営権者と協議の上、一定期間内に判断し、国は、運営権者に対して認定結果を通知する。
- 不可抗力事象による増加費用又は一時的な本事業の全部若しくは一部の停止が発生した場合で、その増加費用又は本事業の停止による損害を回収するため事業期間を一定期間延長する必要がある場合においては、運営権者からの申し出に基づき、国との協議により合意した期間だけ、本事業の事業期間（延長オプション行使後の事業期間を含む。）を延長することができる。かかる協議に基づく延長については1回に限るものではないが、その場合を含め、運営権の存続期間は、いかなる理由によっても最長65年間（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する）であり、それよりも長くなることはない。

③ 国による事業継続措置の必要性がある場合

- 事業継続措置として、国は運営権の設定対象となる施設を復旧する。
- 国は、事業再開までの間、運営権者の実施契約上の義務の履行を一時的に停止することができる。
- 国と運営権者は、協議により不可抗力事象からの復旧スケジュールを決定し、実施契約上の義務の履行を再開する日時を決定する。

④ 国による事業継続措置の必要性がない場合

- 不可抗力事象によっても、国による事業継続措置の必要性がないと国が認定した場合は、運営権者が全ての施設の回復の義務を負う。

- 不可抗力事象の発生により、不可抗力からの回復に一定期間を要する場合には、運営権者からの申し出に基づき、運営権者は国と下記について協議を行うことが可能である。
 - ✓ 短期間にて回復が可能な場合は、事業再開までの間、国は運営権者の契約上の義務の履行を一時的に免責すること
 - ✓ 不可抗力事象の影響が長期間継続する場合であって、事業の前提とする環境が大きく変化していると国が認定した場合に、必要に応じて実施契約の見直しを行うこと

(18) 保険への加入

国は、運営権が設定されている施設に対して、火災・地震・津波等の想定される災害事象及び損害程度を具体的に定め、保険加入を義務付ける。なお、運営権者の任意でこれを上回る保険に加入することを妨げるものではない。

一方、国は、運営権者が所有権を有する施設等の財物に対する保険や、施設管理者賠償責任保険などについては、公募時公表文書で、最低限加入すべき保険の種類を示すこととする。

(19) 契約解除事由

ア 国の事由による契約解除

① 国の任意による契約解除

- 国は、実施契約を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に運営権者に対して書面通知することにより、実施契約の全部または一部を解除することができる。

② 国の責めに帰すべき事由による契約解除

- 国の責めに帰すべき事由により、国が実施契約上の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は国の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、国に対し、解除事由を記載した書面で通知することにより、実施契約を解除することができる。

イ 運営権者の事由による契約解除

- ① 国は、次の事由が発生したときは、催告することなく実施契約を解除することができる。
 - 運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約上の義務の履行が不能になったとき。

- 運営権者が破たんしたとき。
 - 国が指定した期間（延長があったときは、延長後の期間）までに本事業を開始しなかったとき。
 - 運営権者が本事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - 運営権者が本事業に関する法令の規定に違反し、その影響が重大なとき。
 - 運営権者が空港機能施設事業者としての指定を取り消されたとき。
 - 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等（P F I 法第9条第4号に規定する親会社等をいう。）の役員についても同様とする。
 - ✓ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ✓ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ✓ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ✓ 運営権者が運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ✓ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- ② 国は、次の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することにより、直ちに実施契約を解除することができる。
- 運営権者が実施契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
 - 運営権者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき。
 - 運営権者が本事業に関する法令の規定に違反したとき。
 - 運営権者が要求水準を満たさない状態を継続するなど、運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態（モニタリングの結果、業務是正勧告又は命令が出されたにもかかわらず、一定期間の間には

正が認められない場合を含む。)が発生したとき。

ウ 不可抗力による契約解除

- ① 不可抗力事象が発生し、国による事業継続措置が行われる場合であって、実施契約上の義務の履行免責期間中、運営権の設定対象となる施設が復旧されても、運営権者による事業の再開が困難であり、かつ、運営権者に契約継続の意思がない場合は、国は実施契約を解除する。

(20) 契約解除の効果

ア 国の事由による契約解除の効果

① 運営権

- 国の任意による契約解除の場合又は国の責めに帰すべき事由による契約解除の場合のいずれの場合も、国はP F I法第 29 条第 1 項第 2 号に基づいて運営権を取り消す。

② 損失補償・損害賠償

- 国の任意による契約解除の場合又は国の責めに帰すべき事由による契約解除の場合のいずれの場合も、国はP F I法第 30 条に基づいて損失の補償を行う。
- 国は、上記の規定によりカバーされない損害が運営権者に発生した場合、これを賠償することがある。

イ 運営権者の事由による契約解除の効果

① 運営権

- 運営権者の事由による契約解除の場合、国はP F I法第 29 条第 1 項第 1 号に基づいて運営権を取り消す。

② 損害賠償

- 運営権者の事由によって契約が解除された場合には、実施契約で予め合意された違約金を国に対して支払うものとする。当該違約金の額は、解除により国に生じることが予定される諸費用相当額（再公募にかかる費用、要求水準未充足状態を治癒するために要する費用を含むがこれに限られない。）とする。
- 違約金は、一括して支払うことを原則とするが、双方協議の上、別途決定することを妨げない。なお、後述エに定めるところに従い、国が運営権者の不動産等所有権を時価で買い取る場合には、当該不動産等所有権の売買代金請求権と違約金請求権は相殺されるものとする。
- 国が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合は、国はこの超過額について運営権者に損害賠償請求を行うことができる。この場合の損害賠償請求権についても、不動産等所有権の売買代金請求権と相殺されるものとする。

ウ 不可抗力による契約解除の効果

① 運営権

- 運営権者は、国の指示に基づいて運営権を放棄するか、国の指定する第三者に無償で譲渡しなければならない（不可抗力によって運営権設定対象施設が滅失した場合には、運営権は当然に消滅する。）。

② 損害賠償

- 不可抗力による契約解除の場合は、実施契約上、国及び運営権者の双方に損害賠償の規定は定めない。すなわち、国及び運営権者の双方とも実施契約の解除によって発生した損害は自ら負担する。

エ その他の契約解除に伴う措置

① 国との間で売買の一方の予約契約が締結された不動産

- 国が、事業期間終了後、仙台空港の運営について、次の運営権者を公募する場合、運営権者は、次の運営権者に対して当該不動産等所有権（及びこれに付随する事業）を「時価」で譲渡しなければならない。
- 上記以外の場合においては、国又は国の指定する第三者は、運営権者の所有する不動産について締結した売買の一方の予約契約に基づき、これを「時価」で買い取ることができる。

② 国との間で売買の一方の予約契約が締結されていない不動産

- 運営権者の不動産等所有権であって、国との間で売買の一方の予約契約が締結されていないものについては、国又は国の指定する第三者（次の運営権者を含む。以下同じ。）が買い取りを希望した場合は、国又は国の指定する第三者と合意した価格で、国又は国の指定する第三者が買い取ることができるものとする。

③ 貸付対象である空港用地の使用権

- 国から運営権者への貸付は解除され、原則として運営権者の責任及び費用負担により更地として国に明け渡すものとする。ただし、以下については更地とする必要はない。
 - (ア) 運営権の設定されている施設
 - (イ) 上記①及び②に定めるとおり、国又は国の指定する第三者と運営権者の間で買い取りについて合意している場合
 - (ウ) 空港用地上に運営権者以外の者が所有する建物等が存在し、当該建物等につき国又は国の指定する第三者が、当該建物等が引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所

有者との間で土地の使用の継続等について合意が形成できる場合

④ 本事業関連物品等の動産所有権

- 原則として運営権者の責任及び費用負担で本事業関連物品等を処分することとする。ただし、国又は国の指定する第三者が必要と認めた場合には、「時価」で買い取ることができる。この場合、運営権者は、当該動産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとする。

⑤ 時価の算定方法

- ①及び④にいう時価の算出方法は、国側又は国の指定する第三者側の評価専門家（ただし、次の運営権者を公募する場合は、国側の指定する評価専門家とする。）及び運営権者側の評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定するなど、公正な手続きによることを予定しているが、運営権設定対象施設と運営権者が所有権を有する施設の相互依存関係に鑑み、事業全体の価額が適切に配分されるよう算定するものとする。
- なお、不可抗力による契約解除の場合には、不可抗力事象発生後の時価とする。

⑥ 業務継続義務及び引継義務

- 国又は国の指定する第三者が本事業の運営等を引き継ぐまでの間、運営権者は自らの責任及び費用負担により、円滑に引き継がれるように適切な引継業務を行わなければならない。

(21) 事業期間終了時の手続き

ア 運営権

- 事業期間（運営権の存続期間）の終了時に、消滅する。

イ 事業期間終了時の措置

① 運営権者が所有権として有する資産

- 1. - (20) -エ-①ないし⑤と同様の措置とする。

② 業務引継義務

- 国又は国の指定する第三者への業務の引継業務は事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継業務を行わなければならない。

2. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- (ア) 応募者は、本事業に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (イ) 応募者は、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ウ) コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して全ての議決権付株式の割当てを受けるものとする。
- (オ) 公募期間において、代表企業、コンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、代表企業、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めるときはこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が 2. - (2) から (3) の参加資格要件を満たさなくなった場合、コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合、国に速やかに通知しなければならない。
- (カ) 公募期間において、応募企業、コンソーシアム構成員のいずれかが、他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (イ) P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

- (ウ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 第二次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (オ) 国が、平成 25 年度、公共施設等運営権制度（PFI 法）の活用による空港運営委託事業に関する調査検討業務を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士法人関西法律特許事務所及び新日本アーンストアンドヤング税理士法人）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- (カ) 国が、平成 26 年度に公募について担当部局の行う事務を代行する者を起用した場合、この者又はこの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- (キ) 「仙台空港特定運営事業に係る公共施設等運営権者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。本事業における定義は 4. - (1) を参照。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- (ク) 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、国においては、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に定める国の行政機関及び内閣府とする。）が総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 17 項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。
- (ケ) 上記（オ）ないし（ク）に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

※ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 項又は第 4 項に規定する親会社・子会社の関係がある場合を言う。

※ 外国法人においては、上記（ア）、（イ）及び（ウ）について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

（3）応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業若しくは応募企業又は代表企業と資本面又は人事面等において一定の関連のある者が次のいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

（ア）平成 16 年以降に商業施設又は公共施設の建設運営又は買収運営経験を有していること。

（イ）平成 16 年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業、のいずれかの経験があること。

（ウ）平成 16 年以降に営業用不動産管理事業の経験があること。

（4）その他の要件

（ア）運営権者は、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営む者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者等」という。）並びに航空運送事業者等の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社となってはならない。

※ 親会社とは、会社法第 2 条第 1 項第 4 号に規定するものをいう。

※ 子会社とは、会社法第 2 条第 1 項第 3 号に規定するものをいう。

※ 関連会社とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 21 号に規定するものをいう。

（イ）応募者は複数の応募を行うことはできない。

3. 運営権者公募に関する手続き

(1) 運営権者公募手続きの法的位置付け

国は、競争性のある随意契約によって本事業の運営権者を選定することを予定している。

(2) スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは以下のとおり予定している。

平成 26 年 4 月頃	➤ 実施方針の公表
平成 26 年 4 月頃	➤ 実施方針に関する説明会
平成 26 年 5 月頃	➤ 実施方針に関する質問受付
平成 26 年 5 月頃	➤ 実施方針に関する質問の回答公表
平成 26 年 6 月頃	➤ 特定事業の選定
平成 26 年 7 月頃	➤ 募集要項等の公表
平成 26 年 7 月頃	➤ 募集要項等に関する説明会
平成 26 年 7 月～8 月頃	➤ 募集要項等に関する質問受付期間
平成 26 年 8 月頃	➤ 募集要項等に関する質問の回答公表
平成 26 年 8 月頃	➤ 第一次審査資料の提出期限
平成 26 年 9 月頃	➤ 第一次審査結果の通知
平成 26 年 9 月～12 月頃	➤ 競争的対話の実施期間
平成 27 年 1 月頃	➤ 第二次審査資料の提出期限
平成 27 年 3 月頃	➤ 優先交渉権者の選定
平成 27 年 3 月頃	➤ 基本協定の締結
平成 27 年 7 月頃	➤ 運営権の設定
	➤ 実施契約の締結
平成 27 年 9 月頃	➤ ビル等運営開始日
平成 28 年 3 月頃	➤ 空港基本施設等運営開始日 (事業期間開始日)

ビル等運営開始日は、運営権の設定及び実施契約締結後諸手続きを経て速やかに定めるものとし、空港基本施設等運営開始日（事業期間開始日）は、安全保障・危機管理等空港が担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点等から、国職員との十分な引継期間を経て定めるものとする。

(3) 守秘義務誓約書の提出

第一次審査参加者は、第一次審査参加表明と同時に、守秘義務対象資料の貸与を受

けるため、記載要領に定める守秘義務誓約書を提出しなければならない。

(4) 第一次審査における開示資料

国による募集要項の公表から、第一次審査資料の提出までの間に開示する検討資料は、以下を想定している。

- (ア) 基本協定書（案）
- (イ) 公共施設等運営権実施契約書（案）
- (ウ) 国有財産貸付契約書（案）
- (エ) 駐車場資産譲渡契約書（案）、本事業関連物品譲渡契約書（案）
- (オ) 要求水準書（案）（空港保安全管理規程（セキュリティ編）の策定に関する要求水準書（案）を除く。）
- (カ) 空港基本施設の概要
- (キ) 空港基本施設に係る収支（平成 25 年 3 月期まで）及び平成 26 年 3 月期の収入
- (ク) 空港整備経費実績（平成 25 年 3 月期から過去 20 年間）
- (ケ) 空港基本施設の空港整備経費の見積り（将来 60 年間）
- (コ) 国有財産台帳（平成 25 年 3 月末）
- (サ) 物品台帳（平成 25 年 3 月末）
- (シ) 環境対策費実績（平成 25 年 3 月期まで）
- (ス) 現在の空港機能施設事業者の財務情報等
- (セ) 構内営業者一覧（平成 26 年 3 月末）

第一次審査においては、資料検討のみによる第一次審査資料の提出を想定しており、現地調査や関係者への接触等は想定していない。

(5) 第一次審査

第一次審査参加者は、募集要項等の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

国は、審査委員会による第一次審査を踏まえ、第一次審査参加者の中から第二次審査に参加するにふさわしい応募者（以下「第二次審査参加者」という。）を 3 者程度選定する。

(6) 第二次審査における開示資料

国による第二次審査参加者の選定から、第二次審査までの間に開示する検討資料は、以下を想定している。

- (ア) 空港基本施設の収支及びその詳細（平成 26 年 3 月期）

- (イ) 第一次審査における開示資料 (キ) ないし (シ) 平成 26 年 3 月期分
- (ウ) 国が締結している契約・協定等
- (エ) 現在の空港機能施設事業者の財務情報等の詳細
- (オ) 国が平成 25 年度に実施した現在の空港機能施設事業者及び駐車場事業者のデュー・ディリジェンス・レポート、現在の空港機能施設事業者の事業取得対価の試算等
- (カ) 旅客ビル事業譲渡合意書、貨物ビル事業譲渡合意書
- (キ) 空港保安管理規程 (セキュリティ編) の策定に関する要求水準書 (案)
- (ク) 要求水準書等にかかる通達等
- (ケ) 仙台空港保安管理規程 (セイフティ編及びセキュリティ編)

上記検討資料の開示の他、現地調査、関係者へのヒアリング等の機会を設けることを想定している。

(7) 競争的対話の実施

国は、第二次審査参加者選定後、第二次審査資料の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話を行う。

競争的対話は、以下の順番で行われる。

- (ア) 国による第二次審査参加者への説明会の実施
- (イ) 各第二次審査参加者と国の間での意見交換の場の設定 (複数回)
- (ウ) 意見交換を踏まえた募集要項等の修正

(8) 第二次審査

第二次審査参加者は、募集要項等の定めるところにより、第二次審査資料を提出する。

(9) 審査結果の公表

国は、審査委員会による審査結果 (第一次審査結果を含む。) 及び審査の評価の過程について、実施契約締結後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表することができる。

4. 優先交渉権者の決定方法

(1) 審査委員会の設置

国は、第二次審査参加者の選定及び優先交渉権者等の決定にあたり、P F I 法第 11 条に定める客観的な評価を行うために、審査委員会を設置する。

審査委員会の委員には、国及び宮城県の代表各 1 名を含む数名を選任する予定である。

(2) 審査の方法

第一次審査において、審査委員会は、第一次審査参加者が提出する第一次審査資料について、2. - (2) から (3) の参加資格要件の充足の確認に加え、運営権者選定基準に予め具体的に示した複数の採点項目に基づいて採点を行い、総合的に審査を行う。

国は、審査委員会による第一次審査の結果を踏まえ、第二次審査参加者を 3 者程度選定する。

第二次審査において、審査委員会は、国が選定した第二次審査参加者に対し、第一次審査と同様の方法で審査を行う。国は、審査委員会による第二次審査の結果を踏まえ、第二次審査参加者の審査結果の順位を決定し、財務大臣その他関係行政機関の長と協議の上で、第一位の応募企業又はコンソーシアムを優先交渉権者とする。

(3) 審査項目等

運営権者の審査資料による提案に対する審査委員会による主な審査項目は以下のとおりのもを予定している。ただし、具体的な内容は募集要項等で開示予定の運営権者選定基準によるものとする。

- (ア) 応募者の企業継続性（企業情報、財務情報等）
- (イ) 事業方針・戦略及び事業実施体制
- (ウ) 空港の保安及び国の安全保障等に対する方針
- (エ) 航空の安全確保に関する方針
- (オ) 環境対策に関する方針
- (カ) 利用者利便の向上施策
- (キ) 地域との共生に関する提案（現状と同等以上の効果が期待される提案）
- (ク) 地域活性化への貢献施策（応募者の貢献や運営権者が地域と連携して行う事業等）
- (ケ) 着陸料等の料金施策に関する具体的提案
- (コ) 事業期間終了時までの事業計画（需要予測、設備投資計画含む）
- (サ) 現在の空港機能施設事業者の従業員の雇用に関する提案
- (シ) 運営権等の対価

5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、3. - (7) に規定した競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づいて、国と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、国は、4. - (2) で決定された順位に従って、次順位の応募企業又はコンソーシアム構成員とあらためて基本協定の締結を行うことができる。国は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的として、会社法に定める株式会社を速やかに設立しなければならない。

なお、優先交渉権者は、第一次審査資料において株式会社以外の方法で本事業の遂行のみを目的とする法人を設立することを提案し、第一次審査を通過した場合には、競争的対話を通じて国と協議し、提案する方法を以て当該法人を設立することができる。

(3) 運営権の設定及び実施契約等の締結

国は、財務大臣と協議をした上で、SPC の設立後速やかに、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。国と運営権者は、3. - (7) に規定した競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。国は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない（以下の駐車場資産譲渡契約書（案）と本事業関連物品譲渡契約書（案）、国有財産貸付契約書（案）についても同様）。

運営権者と速やかに実施契約が締結されない場合、国は、4. - (2) で決定された順位に従って、次順位の応募企業又はコンソーシアム構成員と基本協定を締結し、その後設立された運営権者との間であらためて実施契約の締結を行うことができる。

実施契約の締結と同時に国は以下の手続きを行う。

- 国が現在の空港機能施設事業者との間で締結する旅客ビル事業譲渡合意書及び貨物ビル事業譲渡合意書における契約上の地位（旅客ビル施設、貨物ビル施設の売買の仮予約に関する国の地位を含む。）を、国から運営権者に譲渡する。
- 国は、本事業に関連して国の所有する駐車場及び本事業関連物品を運営権者に譲渡するため、運営権者との間で、駐車場資産譲渡契約及び本事業関連物品譲渡契約を締結する。
- 国は、本事業に関連して運営権者の空港用地の利用を可能とするため、運営権者との間で、国有財産貸付契約を締結する。

なお、国は、運営権が設定された事実並びに実施契約が締結された事実及びその内容について、実施契約締結後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表することができる。

(4) 優先交渉権者による運営引き継ぎの事前準備

優先交渉権者は、希望する場合に、運営権者の設立や実施契約の締結準備と並行して、1. - (8) に記載の業務範囲と 1. - (9) に記載の権利について、運営を開始するための事前準備として国及び現在の空港機能施設事業者が協力する範囲で現地調査を実施することが出来る。

(5) 事業譲渡の実施並びに旅客ビル事業及び貨物ビル事業の開始

運営権者は、実施契約の締結後速やかに、契約上の地位を承継した旅客ビル事業譲渡合意書及び貨物ビル事業譲渡合意書の条件に従い、旅客ビル事業及び貨物ビル事業を譲り受け、これら事業を開始する。

(6) 空港基本施設等の運営等の開始

運営権者は、実施契約に定める事業期間開始日に、空港基本施設及び空港航空保安施設を含む運営権設定対象施設の運営等を開始する。ただし、空港基本施設等の運営等の開始に当たっては、優先交渉権者が第二次審査資料において提案した引き継ぎ計画に基づいて運営権者が業務の引き継ぎを行い、運営権の設定に対する対価を国に対して払い込むなどの実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

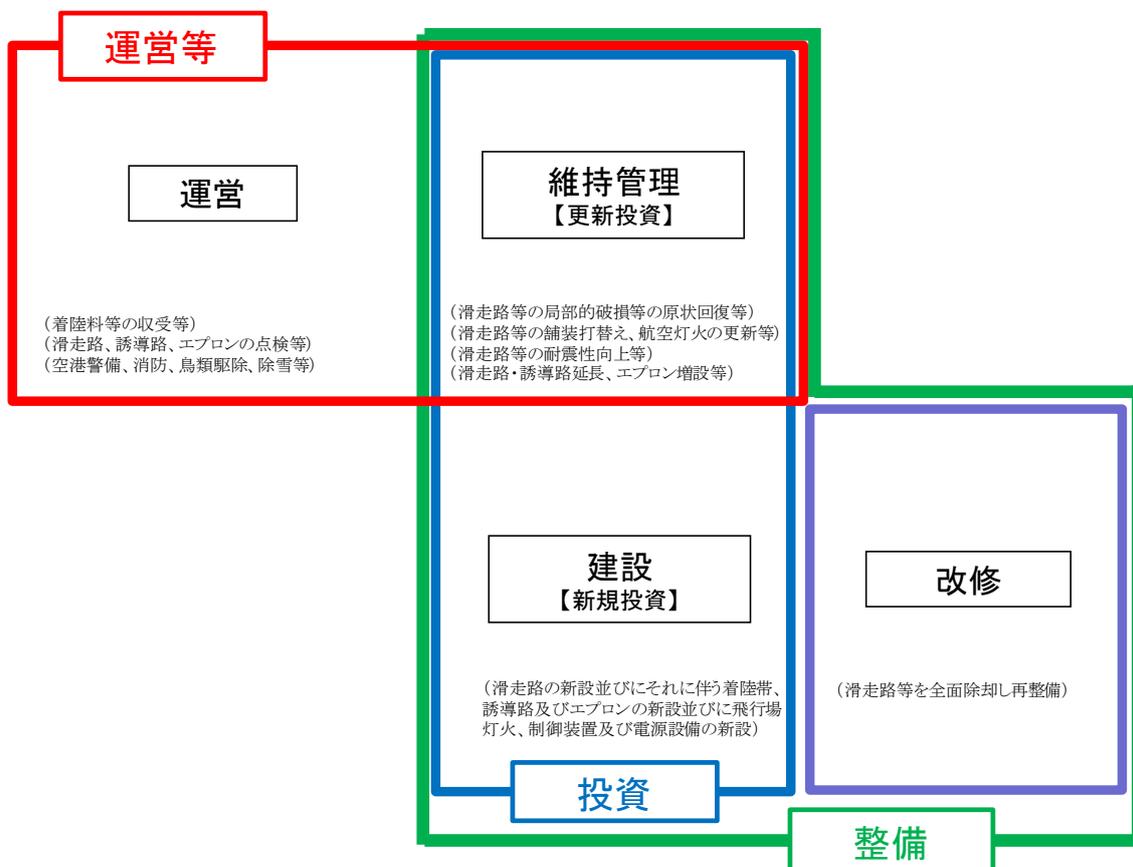
また、運営権者は、事業開始日までに、駐車場資産譲渡契約書の条件に従い、駐車場資産を譲り受け、駐車場事業を開始する。

別紙 A. 仙台空港における国と運営権者の業務分担（案）

No.	所掌事務（地方航空局組織規則より）	現在の仙台空港事務所の担当部署	運営期間中の分担		備考
			国	運営権者	
1	職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。	総務部 総務課	○		
2	公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。		○		
3	公文書類の審査及び進達に関する事。		○		
4	空港事務所の所掌事務に関する総合調整に関する事。		○		
5	職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。		○		
6	職員に貸与する宿舎に関する事。		○		
7	航空機の操縦の練習の許可に関する事。		○		
8	前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。		○		
9	空港等の設置及び管理の監督に関する事（管制保安部（No.49）、環境・地域振興課（No.17）、施設運用管理官（No.18）及び航空灯火・電気技術官（No.23）の所掌に属するものを除く。）。		△	△	供用規程、保安管理規程の作成・管理は運営権者
10	空港等の供用に関する事（管制保安部（No.36.37）、施設運用管理官（No.19～21）及び航空灯火・電気技術官（No.22.24.25）の所掌に属するものを除く。）。		△	△	構内業者の選定、施設設置の許可は運営権者
11	空港等内の秩序の維持に関する事。			○	
12	空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関する事（管制保安部（No.28）の所掌に属するものを除く。）。			○	
13	空港等における航空に関する危機管理に関する事務のうち航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に関する事。			○	
14	会計に関する事。			○	
15	国有財産及び物品の管理に関する事。	総務部 会計課	△	△	庁舎・無線施設等、運営権を設定した国有財産・貸付に係る用地・物品の最終的な管理責任は国
16	空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事。	総務部 環境・地域振興課	△	△	騒音の監視及び監視機器の維持管理は運営権者
17	空港等の設置及び管理の監督に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関する事。			○	
18	空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関する事。	総務部 施設運用管理官	○		広域空港管理関連及び庁舎・無線施設等は国、その他の施設は運営権者（除雪業務を含む）
19	土木施設に関する工事及び保守に関する事。		△	△	
20	建築施設に関する工事及び保守に関する事。		△	△	
21	空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関する事。		△	△	
22	航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設（No.48）、航空通信施設（No.50）、レーダー（No.52）並びに航空交通情報システム施設（No.30）及び管制情報処理システム施設（No.53）を除く。）に関する工事、運用及び保守に関する事。		△	△	
23	航空灯火の設置及び管理の監督に関する事。	総務部 航空灯火・電気技術官	○		管制業務、広域空港管理関連は国
24	類似灯火の制限に関する事。		○		
25	昼間障害標識に関する事。		○		
26	航空機の運航の監督に関する事（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。		○		
27	航空機の航行の方法に関する事。		○		
28	遭難航空機の捜索及び救助に関する事（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。	管制保安部 航空管制運航情報官	○		鳥獣対策及び航空不能航空機の撤去含む
29	航空情報に関する事。		○		
30	航空交通情報システムによる航空通信の実施並びに航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関する事。		○		
31	運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関する事。		○		
32	電話による飛行場航空情報に関する事。		○		
33	電話による航空通信の実施に関する事（航空管制通信官の所掌に属するものを除く。）。		○		
34	電話による航空路航空情報に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。		○		
35	航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事。		○		
36	着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関する事。			○	
37	空港等の保安に関する事（土木施設（No.19）、建築施設（No.20）及び電気施設（No.22）に関する保守に関するものを除く。）。			○	
38	飛行場管制業務に関する事。			○	
39	航空法第九十五条 ただし書の規定による許可に関する事。			○	
40	航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。		○		
41	進入管制業務に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。		○		
42	航空路管制業務に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。	○			
43	航空法第九十四条 ただし書及び第九十四条の二第一項 ただし書の規定による許可に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。	○			
44	航空法第九十七条第一項の規定による承認に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。	○			
45	航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。	○			
46	航空機の位置通報に関する事（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。	○			
47	ターミナル・レーダー管制業務に関する事務		○		
48	航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する事。	管制保安部 航空管制技術官	○		(ILS、VOR/DMEの維持管理を含む)
49	航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する事。		○		
50	国内航空通信施設に関する工事及び保守に関する事。		○		
51	航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事。		○		
52	レーダーに関する工事及び保守に関する事務		○		
53	管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務		○		
54	国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務		○		
55	空港事務所の所掌事務のうち広域的な処理を要する重要事項その他の重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務の整理		広域空港管理官	○	
56	空港事務所の所掌事務のうち、航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設、電気施設（航空交通情報システム施設（No.30）及び航空灯火（No.22）を除く。）及び機械施設であって広域にわたるものの管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理	システム運用管理官	○		

○：担当、△：一部を国及び運営権者で分担するものもしくは分担精査中のもの

別紙 B. P F I 法における用語との整理



P F I 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン (以下「運営権 G L」という。) に基づく用語の定義

- 運営等： 運営及び維持管理をいう【 P F I 法第 2 条第 6 項】
- 維持管理： 新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く 資本的支出又は修繕 (いわゆる 増築や 大規模修繕も含む) をいう【運営権 G L】
- 建設： 新たな施設を 作り出すこと (新設工事) をいう【運営権 G L】
- 改修： 施設等を 全面除却し再整備することをいう【運営権 G L】
- 投資： 更新投資は「維持管理」を、新規投資は「建設」をいう【運営権 G L】

別紙 C. 基本的な要求水準の考え方

	運営権設定対象 施設の運営事業	所有権を有する 施設の運営事業	その他任意で行 う事業	要求水準書等
安全	●	●	△	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空港供用規程の策定に関する要求水準書及び空港供用規程 ➢ 空港保安管理規程の策定に関する要求水準書及び空港保安管理規程 ➢ 空港基本施設等に関する要求水準書 ➢ ハイジャック等防止対策の費用負担に関する要求水準書 ➢ 旅客ビル施設及び貨物ビル施設に関する要求水準書 ➢ 駐車場に関する要求水準書
サービス	◎	◎	△	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空港供用規程の策定に関する要求水準書及び空港供用規程 ➢ 旅客ビル施設及び貨物ビル施設に関する要求水準書 ➢ 駐車場に関する要求水準書
環境対策	●	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境対策事業に関する要求水準書
地域共生		◎		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域との共生に関する要求水準書
事業継続		◎		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業継続に関する要求水準書

●：国管理空港で適用される水準と同等の要求水準

◎：国が指定する必要最低限の要求水準に基づき運営権者の提案に基づき策定される要求水準

△：運営権者の提案に基づき策定される要求水準

別紙 D. ガイドライン等

(1) P F Iに係るガイドライン

<http://www8.cao.go.jp/pfi/guideline.html>

(2) 公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告（中間取りまとめ）

<http://www8.cao.go.jp/pfi/kaikeiptkenkyuhoukoku.html>

※平成 25 年 6 月時点で想定される範囲内の空港における運営事業のスキームを前提に、現行の企業会計の諸基準及び会計実務に基づき対応を図ることを基本として、現行の諸基準等では必ずしも個々の事例の取扱いが明示されていない点について、現行の諸基準等と整合性があると考えられる会計処理方法を可能な範囲内で例示するため、所与の検討が行われたもの。